

学校法人北海道星槎学園 評議員の報酬に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人北海道星槎学園（以下、「この法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、評議員（この法人の教職員の身分を有する者を除く。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、評議員報酬とは評議員に対し支給する会議出席日当をいう。

(報酬)

第3条 評議員の報酬は、会議出席日当として、1日11,137円を支給する。但し、評議員の報酬は、個々の評議員との協議により、支給しないことができる。

(その他報酬)

第4条 評議員の報酬以外の名目の手当等は、この法人業務のための旅費交通費を除き支給しない。

(支給日)

第5条 評議員報酬の支給日は、会議日の当日とする。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準の改訂は、令和7年4月1日から施行する。但し、令和7年度の定時評議員会の終結時までは従前の規程によることとする。